

様式第2号の1 【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

学校名	東海アクシス看護専門学校
設置者名	中東遠看護専門学校組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	—	3,179 単位時間	—	—
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校のホームページにおいて公表する。 <https://www.axis-ns.jp/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2 【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

学校名	東海アクシス看護専門学校
設置者名	中東遠看護専門学校組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	1 中東遠看護専門学校組合 議会 2 中東遠看護専門学校組合 運営委員会 3 中東遠看護専門学校組合 運営委員会 幹事会
役割	<p>1 本組合は、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市及び森町の6市町をもって組織している看護専門学校の運営のための一部事務組合である。したがって、定数17人による組合議会を設置しており、構成6市町議会から選出された議員により、年2回定例会を開催している。</p> <p>2 組合運営委員会は、組合（看護専門学校）の円滑な運営を図ることを目的に設置しており、構成6市町の首長及び管内の公立5病院の院長により、年2回委員会を開催している。（11人で構成）</p> <p>3 組合運営委員会幹事会は、組合運営委員会の下部組織として設置しており、構成6市町の担当課長及び管内の公立5病院の事務担当部長、看護部長により、年2回幹事会を開催している。（17人で構成）</p> <p>※ 上記の組織において、学校運営に係る様々な議論をしているところであり、外部人材の意見の反映を行うことができる。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一覧表は別紙により添付する。		
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東海アクシス看護専門学校
設置者名	中東遠看護専門学校組合

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画書(シラバス)については、当該年度の前年度末に作成している。

内容としては、授業概要、授業計画、評価及び使用テキストなどを明示している。

また、作成した授業計画書(シラバス)は、学生に配付している。

授業計画書の公表方法 学校のホームページにおいて公表する。  
<https://www.axis-ns.jp/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

成績評価の基準・方法については、東海アクシス看護専門学校学則(以下「学則」という。)及び学則細則に規定している。

また、定められた授業科目を適切に履修し、単位を取得したことについて、学習成果を厳格かつ適正に評価し、学校運営会議の議を経て認定している。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価については、学則第23条、第24条及び第29条において、G P Aを用いた評価を定めている。

学則については、毎年発行する「学生便覧」に掲載しており、同冊子は学生に配付している。

成績の状況については、クラスごとに成績状況を一覧表にまとめ、学校運営会議にその状況を報告し、把握に努めている。

客観的な指標の算出方法の公表方法 学校のホームページにおいて公表する。  
<https://www.axis-ns.jp/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定については、東海アクシス看護専門学校学則第31条において定めており、学校運営会議の議を経て適切に認定している。

卒業の認定に関する方針の公表方法 学校のホームページにおいて公表する。  
<https://www.axis-ns.jp/>

## 様式第2号の4 【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

学校名	東海アクシス看護専門学校
設置者名	中東遠看護専門学校組合

1. 財務諸表等（本校は法人化されてない公立専門学校であるため、作成・公表の必要なし。）

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		医療専門	看護	○	一	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義・学内演習	臨地実習	教科外活動	
3年	昼	3, 179 単位時間／99 単位	1,980 単位時間 ／74 単位	1,125 単位時間 ／25 単位	74 時間	
単位時間／単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
180人	181人		0人	20人	84人	104人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要)
年間授業計画は、今年度1年生は36単位1,091時間、2年生は37単位、1,119時間、3年生は26単位969時間である。
1年生は新カリキュラムとなり、2、3年生は今まで通りとなる、学習進度は基礎分野から専門分野へと積み上げを基本として編成し、学内で看護の基礎的な知識・理論・技術を学び、臨地実習での実践をとおして知識・看護技術の修得を目指しているが、新カリキュラムでは教育効果を高めるために臨地実習を1年次から行うなど授業計画の内容が見直されている。
成績評価の基準・方法
(概要)
単位の認定は、学則、学則細則の規定に従い、成績評価の基準・方法を実施している。
規定の各授業科目の出席時間を満たす場合、筆記、実技、論文等の試験及び実習評価により成績評価を行う。
その結果、試験及び実習の評価は、100点満点とし、60点以上で合格とし単位を認定する
評価基準は、秀90点以上、優80～89点、良70～79点、可60～69点、不可60点未満としている。

### 卒業・進級の認定基準

#### (概要)

進級の認定基準は、学則で定める当該年度に開講履修科目の成績評価が60点以上である学生に単位を認定し、学校運営会議の議を経て決定している。

卒業の認定基準は、学則に定める修学年限（3年）以上在学し、別に定める必要な単位数を修得し、さらには、出席すべき日数の3分の2をこえる出席がある学生に対して、学校運営会議の議を経て認定している。

#### 学修支援等

#### (概要)

成績不振な学生に対しては、必要に応じて、担当チューター教員等が面談し、必要な支援、アドバイスを行っている。

看護師国家試験対策として、模擬試験を実施するとともに、その解説、学習、個別的な講習等を行っている。

### 卒業者数、進学者数、就職者数（令和4年3月卒業）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
58人 (100%)	0人 ( %)	58人 (100%)	0人 ( %)

#### (主な就職、業界等)

組合構成の6市町内の公立5病院（磐田市立総合病院、中東遠総合医療センター、市立御前崎総合病院、菊川市立総合病院、公立森町病院）（以下「管内5病院」という。）

#### (就職指導内容)

2年次の7月に管内5病院による就職説明会を本校において開催する。

適時、面接指導、履歴書作成指導や相談・助言への対応を行っている。

#### (主な学修成果（資格・検定等）)

看護師国家試験の受験資格取得（看護師国家試験 7年連続 受験者全員合格）

専門士（医療専門課程）の称号付与

#### (備考)（任意記載事項）

### 中途退学の現状（令和3年度）

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
182人	3人	1.6%

#### (中途退学の主な理由)

健康上の問題

#### (中退防止・中退者支援のための取組)

- 1 本校は、クラス担任制をとっておらず、チューター制により個々の学生への修学指導や不安・悩みの相談等を行っている。
- 2 専門家によるスクールカウンセリングを年24回開催している。
- 3 オープンキャンパスやガイダンスの機会を通じて、入学後に本人意識とのミスマッチを起こさせないよう、本校の情報を正確に伝えるよう努めている。
- 4 成績優秀な学生で、経済的理由により修学に困難があると認められる者に対して、学校奨学金（月額3万円）を無利子で3年間貸与している。

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護 1年	0円	144,000円	約 350,000円	その他は教材費他の費用
2年	一円	144,000円	約 130,000円	同上
3年	一円	144,000円	約 200,000円	同上
	円	円	円	

#### 修学支援 (任意記載事項)

本校独自の制度として、奨学金制度を設けている。月額3万円で最長で3年間無利子で貸与している。対象は、成績優秀な学生で、経済的理由により修学に困難があると認められる者に対してである。この奨学金は、卒業後、引き続き管内5病院に就職し、3年間勤務するとその返還が免除となります。

※ その他の費用には、交通費、教科書以外の参考図書等の購入費用は含まれておりません。

### b) 学校評価

#### 自己点検・自己評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

学校のホームページにおいて公表する。

<https://www.axis-ns.jp/>

#### 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)

学校運営全般について、学校の教育理念、教育目的及び教育目標に基づき評価し、教育水準の維持・向上及び創意工夫のある教育の追求を図ることを基本方針とする。

#### 学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
年2回開催している中東遠看護専門学校組合運営委員会幹事会において、今後、評価していくものとする。 (名簿は別添に)		

#### 学校関係者評価結果の公表方法

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

学校のホームページにおいて公表する。

<https://www.axis-ns.jp/>

#### 第三者による学校評価 (任意記載事項)

### c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

学校のホームページにおいて公表する。

<https://www.axis-ns.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合は、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H122210000109
学校名	東海アクシス看護専門学校
設置者名	中東遠看護専門学校組合

#### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		17人	17人	18人
内訳	第Ⅰ区分	7人	7人	
	第Ⅱ区分	7人	8人	
	第Ⅲ区分	3人	2人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				18人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

#### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人			
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人			
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人			
「警告」の区分に連続して該当	1人			
計	1人			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期		後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人		
G P A等が下位4分の1	7人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	7人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。